

風しんの追加的対策に係る Q&A（第3回）

本年4月から、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、風しんの追加的対策が実施されています。

本Q&Aでは、医療機関等や市町村からの問い合わせが多い事例について掲載します。

事例 1

【質問】請求総括書は、消費税率が異なる市区町村別請求書や県内の市町村・県外の市区町村ごとに添付するのでしょうか。

【回答】請求総括書は1枚でご提出ください。

<参考>

「医療機関・健診機関向け手引き(第3版)2019年7月10日改正(2019年10月31日一部改訂)」の37、40～41ページに記載。 ※

事例 2

【質問】クーポン券を貼り間違えました。どのように対応すればよいのでしょうか。

【回答】

	クーポンの種類	
	医療機関控え	ご本人控え
受診票	「ご本人控え」等の記載を二重線で消し、余白に「国保連提出用」と記載して国保連にご提出ください。	
予診票	「医療機関控え」の記載を二重線で消し、余白に「国保連提出用」と記載して国保連にご提出ください。	予防接種の「ご本人控え」は、予防接種済証を兼ねています。「ご本人控え」のクーポン券を貼付した予診票は、必ずご本人にお渡しください。 予診票原本に「ご本人控え」のクーポン券を貼付した場合、その予診票はご本人にお渡しし、新たに国保連提出用の予診票を作成してください。 貼付すべきクーポンがお手元にない場合等は、クーポン券を発行した市区町村へご相談ください。

<参考>

「医療機関・健診機関向け手引き(第3版)2019年7月10日改正(2019年10月31日一部改訂)」の55ページに記載。 ※

※手引きが更新された場合は、ページ数が変わる可能性があります。

▼手引き掲載箇所【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00003.html

お問い合わせ先 総務企画課 企画・事業係

TEL 0985-25-5321 / FAX 0985-83-3359

E-mail: kikaku@kokuhoren-miyazaki.or.jp